

年間保存



令和7年度 白糸小学校ガイド



富士宮市立白糸小学校

目次

1	富士宮市立白糸小学校グランドデザイン	1
2	日課表	2
3	白糸小学校 学習のルール	3
4	めざせ 学びの達人！	4
5	白糸小学校 みんなのやくそく	7
6	白糸小学校 いじめ防止基本方針(概要版)	8
7	学校図書館の利用の仕方	13
8	パソコン使用のルール 白糸小学校	14
9	きゅうしょくじかんのやくそく	16
10	危機対応マニュアル	17



令和7年度 富士宮市立白糸小学校グランドデザイン

白糸保育園目標
生き生きと遊べる子
友達や自然にやさしくできる子



【学校教育目標】
笑顔いっぱい輝く子

西富士中学校教育目標
志を持って、学び続ける生徒

学校経営目標 「あしたのある学校」で共に学ぶ教育活動の実践

「明日」未来 「あ」安心 「し」信頼 「た」楽しい

< 身に付けたい資質・能力 >

西富士中

主体性 対話力 協働性 自己調整力 自己指導力 創造性 情報活用能力

白糸小

Plan
何が
できる
ように
なるか

生きて働く
知識・技能

学びを生かし知識・技能を確実に習得する力
【自ら考え行動する力】 【情報を選び活用する力】

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力

根拠を明確にした考えを伝え合う力
【対話する力】 【根拠を明確にする力】 【新しい考えを生み出す力】

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性

互いのよさを認め合い、やり抜く力
【やり抜く力】 【協働する力】 【振り返る力】

白糸保育園

豊かに生きる力を育てる ①生き生きと遊べる子 ②友達や自然にやさしくできる子

Do 何を学ぶか どのように学ぶか

学びをつなぐ

<確かな学力>

- 主体的・対話的で深い学びを実現する授業
・研究テーマ
「自ら考え 自ら学び合う子」
- 1人1台端末・学校図書館等を有効活用した学習
- 地域資源を生かした白糸タイム(総合的な学習の時間)
・白糸タイム目標
「白糸の歴史と緑と人に学ぶ」
- 社会性を高める他校等との交流

心をつなぐ

<豊かな心>

- 多様性を認め合う集団づくり
- 自己肯定感・自己有用感を育む縦割り活動・児童会活動
- 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育
- 誰一人取り残されない学びの保障に向けたいじめ・不登校対策
- 自分を見つめ直す道徳
- 楽しさを味わう読書活動

命をつなぐ

<たくましい心身>

- 自他の心身を大切にする健康教育・学校保健目標
「自他の心と体を大切にし、すすんで健康づくりに取り組む子」
- 意欲的に取り組む体力づくり
- 自ら管理する生活習慣
- 自分の命は自分で守る安全教育
- 安全・安心に過ごすことができる学校環境

こども・学校・家庭や地域・社会の Well-being の向上

学校保健経営 □ 自他の心と体を大切にし、すすんで健康づくりに取り組む子

学校事務経営 □ 学校事務全体の業務を見直し、新しい事務運営の体制を創造する。(学校事務再編)

明日が
楽しみ!

安心だ!
ここにいたい!

共に学ぶ

「夢中になる」 「信頼される」

信じられる!
信じてもらえる!

分かった!
できた!

あした「未来」

あ「安心」

教職員も

互いの持ち味を生かしながら力を合わせる

し「信頼」

た「楽しい」

Check 何が身に付いたのか

評価
方法

- ・こども、保護者、学校評議員による学校評価
- ・校内授業研究による授業改善、学習状況調査等の分析
- ・生活目標の振り返り、いじめアンケート分析、相談週間の効果
- ・行事等の教育活動の成果と課題の分析
- ・PTA役員会での意見交換

Action どのように改善するか

- 【改善の視点=学校経営目標とつなぐ】「あ」安全・「し」信頼・「た」楽しい
- ・評価結果の共有…職員会議、学校評議員会、PTA役員会
 - ・校内授業研究の事後研修の方法の工夫改善
 - ・目標等の再考、修正、反省を生かした次年度案の作成
 - ・新たな地域資源発掘や予算の見直し

改善
方法

学びを
どのように
支援するか

地域

- ・地域資源の活用
- ・地域行事への参加
- ・子育て7か条の共有

家庭

- ・家庭学習の支援
- ・生活習慣の確立
- ・家庭での健康観察

教職員

- ・学校医、学校薬剤師等との連携
- ・学社融合事業の活用
- ・地域の公共機関との連携

関係
機関

地域とともにある学校 コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の立ち上げの準備

R 7 年度 富士宮市立白糸小学校 日課表

通常日課	
朝の会	7:55 ～ 8:05
1校時	8:05 ～ 8:50
休み	10分
2校時	9:00 ～ 9:45
休み	20分
3校時	10:05 ～ 10:50
休み	10分
4校時	11:00 ～ 11:45
給食	11:45 ～ 12:20
片付け 歯磨き	12:20 ～ 12:30
読書 月水金 ドリル 火木	12:30 ～ 12:45
清掃	12:45 ～ 13:00
昼休み	13:00 ～ 13:20
準備	13:20 ～ 13:25
5校時	13:25 ～ 14:10
休み	10分 (帰りの支度や図書館へ)
6校時	14:20 ～ 15:05
ひばり号(第2,4木)14:30～15:30 ＜完全下校＞	
3時間の日 11:10	
4時間の日 13:15	
5時間の日 14:30	
6時間の日 15:20	

ロング昼休み日課	
朝の会	7:55 ～ 8:05
1校時	8:05 ～ 8:50
休み	10分
2校時	9:00 ～ 9:45
休み	20分
3校時	10:05 ～ 10:50
休み	10分
4校時	11:00 ～ 11:45
給食	11:45 ～ 12:20
片付け 歯磨き	12:20 ～ 12:30
読書 月水金 ドリル 火木	12:30 ～ 12:45
ロング 昼休み	12:45 ～ 13:20
準備	13:20 ～ 13:25
5校時	13:25 ～ 14:10
休み	10分
6校時	14:20 ～ 15:05
クラブ・委員会	
5校時	13:25 ～ 14:10
帰りの支度 図書館へ	14:10 ～ 14:20
帰りの会	14:20 ～ 14:30
6校時	14:30 ～ 15:15

特別日課	
朝の会	7:55 ～ 8:00
1校時	8:00 ～ 8:45
休み	10分
2校時	8:55 ～ 9:40
休み	10分
3校時	9:50 ～ 10:35
休み	10分
4校時	10:45 ～ 11:30
帰りの会	11:30 ～ 11:45
給食	11:45 ～ 12:20
片付け 歯磨き	12:20 ～ 12:30
清掃	12:30 ～ 12:40
休み	12:40 ～ 12:50
5校時	12:50 ～ 13:35
休み	10分
6校時	13:45 ～ 14:30
＜完全下校＞	
4時間の日 (給食×) 11:45	
4時間の日 (給食○) 12:30	
5時間の日 13:40	
6時間の日 14:30	



学習のルール

- 1 休み時間に、次の授業の教科書・ノートを出しておきます。
- 2 授業開始 1 分前には席に着いています。
- 3 よい姿勢で学習します。
(発表する人の顔を見て聞く)
- 4 指名されたら、「はい」と返事をします。
- 5 友達を、さんをつけて呼びます。
- 6 下敷きを使います。
- 7 筆入れには、
鉛筆5本・消しゴム1個・ネームペン・赤青鉛筆か
赤と青のボールペン1本・定規を入れておきます。
(シャープペン不可)
※シャープペンについては、校外学習など、鉛筆削りが使えない状況や作図など
細かい作業で必要な時は、担任の先生と相談しましょう。
- 8 道具箱やいすカバーに、
はさみ、のり、セロテープ、色鉛筆、三角定規、
分度器、コンパスを入れておきます。
(中身は、先生の指示に応じて)
- 9 明日の予定をしっかりと書いて帰ります。
- 10 鉛筆は家で削ります。
- 11 習字の筆やパレットなどは家で洗います。
- 12 パソコンは「パソコン使用のルール」を守って使用します。



めざせ ^{まなび たつじん} 学びの達人！ ^{かていがくしゅう} 家庭学習の進め方 ^{よう} 1・2年生用

- 1 ^{きょう}「今日の家庭学習ルール」を決める。
- 2 まちがえたところは、かならずやりなおして、^{あおまる}青丸をつける。
- 3 いえの人に見てもらう。
- 4 ^{かていがくしゅう}家庭学習がおわったら、^{あした}明日のしたくをする。



ふでばこに入れるもの

えんぴつ5本、けしゴム、^{あかあお}赤青えんぴつ（1・2・3年生）

じょうぎ、マイネーム（ゆせいマジック）

^{かていがくしゅう}どのルールで家庭学習をするのかきめて、おんどくカードにばんごうをかこう。

☆今日のかていがくしゅうルール☆

1、2年は30分を目安にやろう！

- ①やるじかん ^{ア、かえってすぐ} イ、ならいごとのあと ^{ゆうしょく} ウ、夕食のあと
- ②やる場所 ^{ア、リビング} イ、がくしゅうつくえ
- ③自主学習をする
^{ア、タイピングれんしゅう}をする。
^{イ、読書}をする。
^ウ しんぶんをよむ。（しんぶんをノートにはる、かんそう^かを書く。）
^{エ、いみしらべ}をする。
^{オ、ローマ字れんしゅう}をする。
^カ おわったドリルや返^{かえ}されたプリント・テストをもう一度^{いちど}ノートにやる。
^{キ、けいさんれんしゅう}をする。
^{ク、インターネット}をつか^{しら}って調べる。（いきものやくさばななど）
^{ケ、次の授業}の課題^{じぶん}について、自分の考^{かんが}えをノートに書^かいておく。
^{コ、その他}（自分^たで考^{じぶん}えた自主^{かんが}学習^{じしゅがくしゅう}）

ほかにどんなことができるかな。た^{たの}めになる楽しい自主勉強^{じしゅべんきょう}を考^{かんが}えてみてね。もっとできるようになりたいこと、しりたいこと、自分のとくいなことなどに^と組み^くみ、自分のし^{じぶん}っていることやできることをふやそう！



めざせ 学びの達人！家庭学習の進め方 3～6年生用



- 1 「今日の家庭学習ルール」を決める。
- 2 間違えたところは、必ずやり直して、青丸をつける。
- 3 家の人に点検してもらう。
- 4 家庭学習が終わったら、明日のしたくをする。

筆箱に入れる物

えんぴつ5本、消しゴム、じょうぎ
ネームペン（油性マジック）
2色ボールペン（赤・青で4年生以上）
けいこうペン（4年生以上）

〈今日の家庭学習ルール〉

3、4年は40分、5、6年は50分を目安にやろう！

- 1 いつ ア 帰ってすぐ イ 習い事のあと ウ 夕食のあと
- 2 どこで ア リビングで イ 学習つくえで
- 3 何時までやる ア 終わるまで イ 学年のめあてまで
- 4 自主学習

ア、タイピング練習をする。

イ、読書どくしょをする。

ウ 新聞をよむ。（新聞をノートにはる、感想かんがを書く。）

エ、意味調べをする。

オ、ローマ字練習をする。

カ 終わったドリルや返されたプリント・テストをもう一度いちどノートにやる。

キ、計算練習をする。

ク、次の時間に学習することについて、先にインターネットを使ってつか調べる。

（星座、人体、都道府県、歴史など）

ケ、学習に関係のある動画を観る。

コ、次の授業の課題について、自分の考えをノートに書いておく。

サ、その他た（自分じぶんで考えた自主学習かんが）

ほかにどんなことができるかな。ためになる楽しい自主勉強を考えてみてね。もっとできるようになりたいこと、知りたいこと、自分の得意なことなどに取り組み、自分の知っていることやできることを増やそう！



家庭学習の取り組み方

	「●」 学習内容 「・」 学習で気を付けること、大切なこと
おん 音 どく 読	●学習している物語文や説明文、詩などを読みます。 ・聞く人に伝わる声で、はきはきと正確に読む。 ・句読点（「、」や「。」）に気を付けて、文章を区切って読む。 ・会話文などに気持ちをこめたり強弱をつけたりして読む。 ・登場人物の気持ちや行動が分かるところに線を引きながら読む。 ・古文や漢文なども読み、日本語に親しむ。（高学年）
どく 読 しょ 書	●時間を決めて自分の興味や関心がある本を読みます。「富士宮市おすすめ 100冊」にも挑戦してみましよう。特に、週末には、すすんで読書に取り組みましよう。 低学年・・・自分の好きな本を読む。読み聞かせをしてもらってもよい。 中学年・・・いろいろな種類の本を選んで読む。 高学年・・・いろいろな種類の本を選んで読み、長編作品やシリーズ作品にも挑戦する。
か き と り 取	●書取帳1ページ、またはドリルの1ページ分を自安として書き写します。 ・鉛筆を正しく持ち、正しい姿勢で、ゆっくりていねいに書く。 ・筆順や読み仮名、送り仮名に気を付けて書く。 ・漢字の「へん」と「つくり」や「部首」や「成り立ち」を考えながら書く。 ・中学年からローマ字を覚える。 ・漢字テストに向けて何度も練習する。
さん 算 すう 数	●学習している内容やこれまでの復習として、計算ドリルやプリントなどに取り組みます。 （計算ドリルはドリルに直接書き込む場合とノートにやる場合があります。） ・「くり上がり」や「くり下がり」、「とちゅうの計算」や「文章問題のひっ算」などは、消さないようにする。 ・わからない問題はそのままにしないで、担任の先生やおうちの人に聞く。 ・終わったら見直しをして、まちがえた問題は必ずやり直す。 ・丸付けをする場合には、一問ずつ赤で付ける。やり直したところは青で付ける。
にっ じ ・ ぶん 文	●文章を書く力を付けるために自分の伝えたいことやテーマにそって、書きます。 ・できごとや事実を書き、そこで思ったことや考えたことを書く。 ・習った漢字は必ず使う。 ・文章を書く決まりを守って、正しい文章を書く。（字下げや「」の使い方など）
じ しゅ 自主 学習	●自分が苦手なところをもう一度やったり、学習したことをまとめ直したりするなど、自分で学習内容を考え、取り組みます。（3年生の後半からチャレンジして） ●社会、理科、総合学習「白系」でも、内容によっては、「調べてくる」、「聞いてくる」、「まとめてくる」などの宿題もあります。 ＊他にもどんなことができるかな。ためになる楽しい自主勉強を考えてみよう。自分の得意なことや、疑問に取り組み、できることを増やそう。
予 習	●課題について、自分の考えをタブレットやノートに書きます。 ・次の授業の課題に対する自分の考えをあらかじめもつ。 ・授業で話し合うことについて、先に調べておく。



みんなのやくそく



- 「やってはいけないこと」「やらなくてははいけないこと」をよく考えて行動します。

- 温かい言葉遣いをします。友だちは「さん」をつけてよびます。

- 登下校の時刻を守ります。

登校 午前7時35分ごろに昇降口を開けます。

下校 4時間の日：午後1時15分 5時間の日：午後2時30分 6時間の日：午後3時20分

- ・一人では帰らず、友達といっしょに帰ります。
- ・集団下校では、通学区の仲間と一緒に安全に気を付けて歩いて帰ります。

- 宿題や持ち物の「忘れ物0」をめざします。

- ・持ち物には名前をはっきり書きます。
- ・学習に必要なものやお金は持ってきません。



- 携帯電話を学校に持ち込みません。

- 自転車はヘルメットをかぶって安全に乘ります。

- ・低学年（1．2．3年）は道路で乗りません。
- ・4年生以上は交通教室で学習してから、安全に気を付けて乗ります。
- ・自転車で、学区外へ行くことは禁止です。

- キックボードは車が通らないところを安全に乘ります。

- 「だれと・どこへ・何をしに・何時に帰る」と家の人に言ってから外出します。

- ・友達の家への外泊はしません。
- ・ゲームセンターやカラオケ、ボーリング・映画館にこどもだけで行きません。
- ・イオンのゲームコーナーは、保護者同伴です。

- 情報機器は、夜8時30分以降は使用しません。

- ・ゲーム機、携帯電話、スマートフォン、パソコンなどは、夜8時30分以降は使用しないで保護者に預けるか電源を切ります。
- ・特に、メールやラインなどSNSによる「仲間のやりとり」は、相手にも迷惑を掛けるのでやりません。



令和7年度 白系小学校 いじめ防止基本方針(概要版)

いじめとは

「いじめ」とは、当該児童に対して、当該児童と一定の関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じておこなわれるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身に苦痛を感じているものをいう。

いじめ問題に対する基本的認識

- ・いじめは、どの学校でも、どの学級でも起こり得るという認識を共有する。
- ・「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための取組を行い、安心して安全な学校づくりを推進する。

いじめ「未然防止」の取組

(1) いじめについての共通理解を図る

- ・教職員は、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点など、平素から情報共有を図る
- ・児童に対しては教職員が日常的にいじめ問題に触れる

(2) いじめが起こりにくい集団づくり

- ・基盤となる児童との信頼関係を築く関わり
- ・温かな学級を中心とした集団づくり
- ・一人一人が意欲的に取り組む授業づくり
- ・異学年で活動する学校行事の充実
- ・お互いの頑張りを認め合う関わり
- ・教育相談の時間の確保
- ・担任以外にも相談できる場の紹介

(3) 子供自らが考える場や機会の設定

- ・いじめについて考える場や機会の設定
- ・道徳教育の充実
- ・児童会を中心とした活動の充実

いじめ「早期発見」の取組

(1) 「いじめ」の定義の正しい理解にもとづく確実な認知

- ・教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解の促進

(2) 子供の様子から初期段階のいじめを素早く察知

(3) 全教職員による子供の状況把握

(4) 子供の訴えを確実に受け止める体制の構築

- ・児童を対象とした「いじめアンケート」や「心の健康チェックシート」を活用した実態把握
- ・教育相談の実施により、いじめを訴えやすい体制を整え、児童及びその保護者が、抵抗なく相談できる体制づくり

(5) 保護者、地域、関係機関からの情報提供や通報

いじめ「早期対応」の取組

(1) 「いじめの態様に即した対策チーム」を核とした対応の徹底

- ・外部の人材や関係諸機関と適切に連携
- ・子供たちの安全の確保
- ・自ら過ちを反省し、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導

(2) いじめの解消後の見守り

- ・継続的な経過観察の実施

重大事態への対応

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することが余儀なくされていたりする疑いがあると認めたとき

- ・児童の安全確保
- ・関係機関、専門家等との相談・連携
- ・警察との連携
- ・教育委員会等が実施する調査への協力

家庭・地域との連携

・「学校」「家庭」「地域」が連携し、「チーム白系」としていじめに対応

・小さなことでも気兼ねなく相談・連絡を

★白系小学校 ☎54-0044

★市青少年相談センター ☎22-1252

富士宮市立白糸小学校における「学校いじめ防止基本方針」(西富士中学校区)

いじめ防止対策推進法において、「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義づけられています。

本方針はいじめ防止対策推進法第13条の規定により、人権尊重の理念に基づき、白糸小学校のすべてのこどもが安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

1 いじめ問題に対する基本的認識

いじめは、どんな理由があろうとも絶対にゆるされない行為です。しかし、残念ながらどのこどもにも起こりうる行為でもあります。全てのこどもが安心して生活できるようにするために、いじめを未然に防止しなくてはなりません。いじめが起こりにくい人間関係を築き、心の通じ合う温かな集団の中で、健やかでたくましい、いじめに向かわないこどもを育てていきます。

そして、こどもを取り囲む大人一人一人が、学校・家庭だけでなく「地域のこどもは地域で育てる」という考えのもと、西富士中学校区総がかりでいじめの未然防止に対峙していくことが重要であると考えます。

2 いじめの防止に向けた取組(方針)

いじめは、どのこどもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であると考え、以下の取組を推進します。

(1) いじめについての共通理解を図ります

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、「不登校・いじめ対策委員会」を中心に校内研修や職員会議で周知を図り、平素から全教職員の共通理解を図ります。
- こどもに対しても、全校集会や学級活動、道徳・各教科の授業などで、教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」ことの理解を促します。

(2) いじめが起こりにくい集団をつくります

- 教職員は登下校の様子や日常の言動、日記等を通してこども理解を深め、こどもとの信頼関係を基盤として、いじめが起こりにくい集団をつくるよう努めます。
 - ・いじめを絶対に許さないという姿勢を前面に出し、指導に当たります。
 - ・人間関係づくりプログラムやアンケートの実施だけでなく、その結果を分析・全職員に共有し指導に役立てます。
 - ・心の健康チェックを行い、こどもの心の状態を把握し、改善に努めます。
 - ・教育相談の時間を確保したり、スクールカウンセラーと協働し、アドバイスやカウンセリングを生活に生かしたりすることでこどもが安心して相談できる環境を作ります。
 - ・「～さん」付けで名前を呼んだり、教室及び校内美化に努めたりするなど、こどもが穏やかに生活できる環境づくりに努めます。
- こども同士の望ましい人間関係に根ざした温かな学級を中心とした集団づくりに努め、いじめの発生を防ぐよう努めます。
 - ・学級活動や縦割活動、ペア活動、異学年交流、行事等を活用して、望ましい集団づくりを行います。
- 授業の中での規律等を大切に、分かる授業づくりを進めます。また、全てのこどもが参加・活躍できる授業を工夫するよう努めます。
- 主体的・対話的で深い学びを実現できる授業を行い、多様な価値観に触れ、考える力を培います。
- 生活目標を達成できたか振り返りをし、その月の頑張りをみんなで認め合います。
- 担任以外にも相談できる場があることをこどもに伝え、つらいとき、不安・不満があるとき、学校の

中に安心できる場所として様々な選択肢があることを伝えます。(養護教諭、SCなど)

- 必要に応じスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、不登校対策支援員等の外部の専門家の協力を求め、こども、保護者、教職員に対する相談体制を整えます。

(3) こども自らがいじめについて考える場や機会を設定します

- いじめアンケートを実施し、いじめについて考える場や機会を意図的・計画的に設定し、こども自らがいじめをなくそうとする態度を育みます。
・学級活動でいじめへの対応について具体的に指導することで、対応の仕方を身に付けられるようにします。
- 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図り、こどもの豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養います。特に道徳の時間では、いじめに関連する一つ一つの道徳的価値について、こどもがじっくりと考えを深められるよう指導します。
・道徳の年間計画に、いじめについて考える時間を計画的に設定し、指導します。
- 学級活動や児童会活動などでは、日常生活との関連を図り、こどもが自主的にいじめをなくすために取り組む活動の充実を図ります。
- 児童会が中心になって、感謝の気持ちを共有し合う集会や友達や自分の良さを認め、励ます活動を行います。

3 いじめへの対処に向けた取組

(1) 早期発見

- 学級内外においてこどもの見守りや信頼関係の構築などに努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ちます。そして、どんな小さいいじめも初期段階から見逃さない姿勢を教職員・児童生徒・保護者で共有します。
・状況を見て臨機応変に「不登校・いじめ対策委員会」を実施し、小さな兆候であっても、いじめの可能性を疑い、初期段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知するよう努めます。
・教職員によるいじめの認知報告を毎月行い、早期発見に努めます。(職員会議にて情報共有)
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施などにより、いじめを訴えやすい体制を整えます。
- 保健室や相談室の利用、電話相談、スクールカウンセラー来校日について広く周知するとともに、児童及びその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整えます。
・相談室を設置し、スクールカウンセラーと気軽に話すことができるようにします。(スクールカウンセラー在校日)
- 心の健康観察アプリによるこどもの心身の状態を確認し、SOS の発信に対し、その日のうちに声掛け等します。
- いじめアンケートの前に相談週間を設け、担任と相談しやすい雰囲気を作り、こどもたちの現状を把握します。

(2) いじめへの対処

- いじめの兆候を発見したり、いじめを認知したり、いじめの通報を受けたりした場合には、教職員が一人で抱え込まずに情報を共有し、いじめの態様等に即した対策チームで今後の対応について確認します。
・生徒指導主任を中心に、スクールカウンセラー等の外部の専門家も入った「校内いじめ対策委員会」を設置します。いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告します。
- 被害を受けたこども及びいじめを知らせてきたこどもの安全を確保します。
- いじめを行ったこどもに対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことを主眼に置くのではなく、自ら過ちを反省し、社会性の向上等、人格

の成長に主眼を置いた指導を行います。

・まず早急にいじめの行為自体をなくすようにします。そして社会性の向上についての指導を行います。

- いじめを行ったこどもに対する精神的な面での配慮を行います。事実の確認が行われるまでは、いじめ事案の背景に留意し、断定的な指導は避けるようにします。また、「いじめを行ったこども」というレッテルが貼られ、二次的な被害者にならないように配慮します。
- いじめを受けたこどもの保護者と、いじめたこどもの保護者との間で争いが起きることのないよう、保護者と情報を共有するなど必要な措置をとります。
- 問題が解消したと判断した後も、少なくとも3ヶ月を目安として様子を見守り、継続的な指導・支援を行います。

4 家庭・地域との連携(西富士中学校区共通)

- 保護者懇談会の開催、学校・学年・生徒指導だよりの発行、HP等を通し、いじめ防止対策や対応について保護者・地域に広報します。
- 保護者には、保護者懇談会やPTA総会等で具体的事例に則して「いじめ防止対策推進法」のいじめの定義の共通理解を図る機会を設けます。
- 自校だけではなく、西富士中学校区四校においてインターネットによるいじめ問題等、保護者に広く啓発し家庭での目配りを依頼します。
- 月1回メディアコントロールを行い、家庭での会話の機会を増やします。
- いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けたこどもとその保護者に対する支援や、いじめを行ったこどもの保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供します。
- 義務教育9年間を通していじめを早期発見し対処していくために、小中学校間での情報交換を行います。
- いじめを認知した場合、こども同士の問題であっても必要に応じ保護者同士で対策を話し合うような場を設定し、各家庭の協力をあおぎます。
- 学校評議員会やPTA運営委員会等で学校からのいじめ対策に関する情報を提供し、「子育て7箇条」を中心に学校評議員やPTA役員等からも御意見をいただき、「チーム白糸小」としていじめに対応します。

5 教育委員会や関係機関との連携

- いじめによりこどもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、市教育委員会を通じて市長及び静岡県教育委員会に報告します。その後調査方法などについて市教育委員会と連携して対応します。また、必要に応じて青少年相談センターとの連携も図ります。
- いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、富士宮警察署と連携して対処します。また、こどもの生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに富士宮警察署に通報し、適切に援助を求めます。

6 年間の取組計画について

令和7年度 いじめ防止プログラム年間計画 富士宮市立白糸小学校

月	対象			内 容	場面/方法
	職員	児童	保地		
4	○			基本方針策定・確認	職員会議
	○		○	学級懇談会・PTA 総会でいじめ防止基本方針の説明及び協力依頼	保護者懇談会 PTA 総会
			○	学校だよりやホームページに学校の取り組み方針掲載、周知	学校だより・HP
		○		「あいさつ・正しい言葉づかい」と関連させた道徳・学活の授業	道徳・学活
		○		第1回人間関係づくりプログラム児童実態調査	
5		○		心の健康チェック	
		○		人間関係づくりプログラム1	学級活動
6		○		相談月間	
		○		いじめ実態アンケート・面談	
			○	学校評議員会への要請	学校評議員会
			○	学校評価保護者アンケート	
7		○		学校評価児童アンケート・面談	
		○		情報教育講座の実施	4・5・6年生授業
			○	個々面談で情報交換	保護者面談
	○			アンケート集約	
	○			アンケート分析	
8	○			1学期評価を受けての計画の修正	職員会議
9		○		人間関係づくりプログラム2	学級活動
		○		学校行事(運動会・学習発表会)に向けての仲間づくり	特別活動
		○	○	道徳の授業参観③、インターネット・スマホ安全・安心教室④	授業参観 社会教育課
10		○		心の健康チェック・スクールカウンセラー面談	
		○		人間関係づくりプログラム3	
11		○		相談月間	
			○	第2回人間関係づくりプログラム児童実態調査	学級活動
		○		青少年育成連絡会への協力要請	青少年育成連絡会
		○		いじめ実態アンケート・面談	
		○		学校評価児童アンケート、学校評価保護者アンケート	
12	○			アンケート集約	
	○			2学期評価を受けての計画の修正	職員会議
1	○			いじめ防止基本方針の見直し	
2			○	学校評価結果報告	職員会議・学校評議員委員会等
		○		相談月間	
		○		いじめ実態アンケート・面談	
		○		第3回人間関係づくりプログラム児童実態調査	
			○	学級懇談会での情報交換	懇談会
3	○			指導・記録の整理 進級学年への引継ぎ	
	○			中学校区連絡会の実施	

がっこうとしょかん りょうしかた 学校図書館の利用の仕方

白糸小学校図書館

1 りょうじかん 利用時間

(1) 20 分休みと昼休み(図書委員が鍵を開閉し管理)

(2) 授業中、その他の時間

先生の指導の下で利用する

(3) 学校司書さんがいるとき

2 ほん か だ 本の貸し出しのしかた(1週間以内に返す)

(1) かり方

① 借りたい本をさがし出す。

② 本のあった場所に代本板を入れる。

③ 図書ファイルに、借りる本の書名と借りた日を記入する。

※一度に借りられる本は読み物1冊とする。

※調べ学習用図書は担任がまとめて借り、調べ学習図書

記録ファイルに記入する。



(2) 返し方

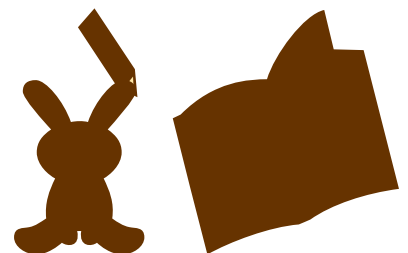
① 返す本を見せ、図書ファイルの記録表に返した日を記入し、印をもらう。

② 代本ファイルを本棚から取り出し、本をもとの場所に戻す。

※低学年が記入する時は、図書委員がお手伝いします。

※本はみんなのものです。

決まりを守り、大切に扱いましょう。



『パソコン使用のルール 白系小学校』

みなさんが学校から貸し出される端末には、様々な機能があり、上手に使うことで授業での学びをより深めることができます。きちんとルールを守って、みんなが気持ちよく学習できるようにしましょう。

1. 目的

○学校で貸し出す端末は、学習活動で使うことが目的です。学習活動に関することには使用しましょう。



2. 使用する場面

○学校・家庭で使います。それ以外の場所では先生から許可を得てから使いましょう。

※持ち帰りができるようになったら家庭で使用ができます。

○休み時間に使う場合は、学校で決められた時間だけ使うようにしましょう。

3. 使い方

(1) 学校で使う場合

○学校(クラス)で決めたルールに従って使用します。

○持ったまま走ったり、地面に置いたりしないようにしましょう。

○水分や暑さに弱いです。雨の日や、特に暑い日の使い方には注意しましょう。

○画面は指でふれるようにしましょう。画面が傷つくので鉛筆やペンでふれないようにしましょう。

(2) 家庭で使う場合

○使用する時間は、家の人と相談し、長時間使用せず、休憩を取りながら使いましょう。

(小学生は午後8時30分以降の使用はやめましょう)

○ランドセルにパソコンを入れるときは、水筒と一緒に入れないようにしましょう。

○自宅に持ち帰る日には、学校で充電をしてから持って帰りましょう。

4. 設定の変更

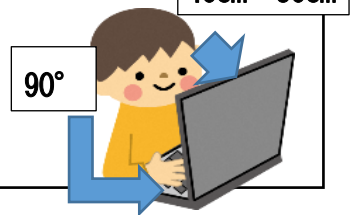
○パソコンは借り物です。自分で設定を変えないようにしましょう。

5. 健康のために

○パソコンを使うときは、正しい姿勢で、画面に近すぎないようにします。目は、画面から40cm～50cm離し、背中は、90°にしましょう。

○30分使用したらディスプレイ画面から目を離し、遠くを見ましょう。

○30分使用したら肩・手首を回し、腕を上げて伸びをしましょう。



6. 安全な使用

○アカウントやパスワードを人に教えないようにしましょう。

○自分や他人の個人情報(名前や住所、電話番号など)をみんなが見られるところに書き込むことはやめましょう。

○相手を傷つけたり、嫌な思いをさせたりすることは絶対に書き込まないようにしましょう。

○インターネットには制限がかけられていますが、あやしいサイトに入ってしまったときはすぐに先生に知らせましょう。

○先生や家の方が知らないところでコメントやメッセージなどのやりとりはやめましょう。

○パソコンは富士宮市のものです。大切に使いましょう。

○本体や充電ケーブルにシールを貼ったり絵をかくたりしないようにしましょう。

○カメラで人を撮るときは相手の許可をもらいましょう。

7. インターネットの使い方

○インターネットでの閲覧記録は全てが残るようになっていきます。学習に不必要な言葉の検索はやめましょう。(ゲーム・アニメなど)

○個人情報の入力を求められても、入力をしないようにしましょう。

○ゲームや画像・動画のダウンロードはしないようにしましょう。

タブレットは富士宮市からの借りものです。今後の使用においてもルールが増えたり、変わったりすることがあります。みんなでパソコン・タブレットを「安心・安全・快適」に使用できるルールを考えていきましょう。

きゅうしょくじかんのやくそく

小学校用

じゅんぴ

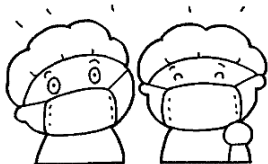
- ☆せつけんをつかって手をあらいましょう。



- ☆ひつようのないものはしまい、つくえの上をきれいにしましょう。

- ☆みじたくをしましょう。
せいけつなはいをみにつけましょう。
マスクは口とはながかくれるようにつけます。

- ☆じゅんばんにきゅうしょくをとりにいきます。



マナー

- ☆あいさつをしましょう。

かんしゃをこめて
「いただきます」や
「ごちそうさま」の
あいさつをしましょう。



- ☆せすじをのばして
よいしせいでたべましょう。

- ☆ごはん(パン)とおかずは
こうごにたべましょう。

- ☆よくかんでたべましょう。



かたづけ

- ☆ぎゅうにゅうパックはおさらの
うででひらきましょう。
バケツの水であらいます。

- ☆きめられたばしょに
もどしましょう。

しょっかん①に、
ざんしょくを入れます。
はいぜんどうぐ(おたまなど)
やゴミを入れないように
ちゅういしましょう。



- ☆しょっきやトレーは、きれいに
かえしましょう。



たべおわったら、はみがきを
しましょう。



—学校と家庭がいっしょに「こどもの安全安心」を守りましょう—

危機対応マニュアル～家庭での対応～

R7.4



1 台風等により富士宮市に暴風(雪)警報・大雨特別警報が出された時 〈登校前〉 ※NHKの報道を参照

- 6:30の時点で「暴風警報」「大雨特別警報」が発令中の場合 → → **自宅待機**
- 12:00(正午)以前に「暴風警報」「大雨特別警報」が解除された場合 → **登校**
- 12:00(正午)の時点で「暴風警報」「大雨特別警報」が解除されない場合 → **休校**

〈在校中〉

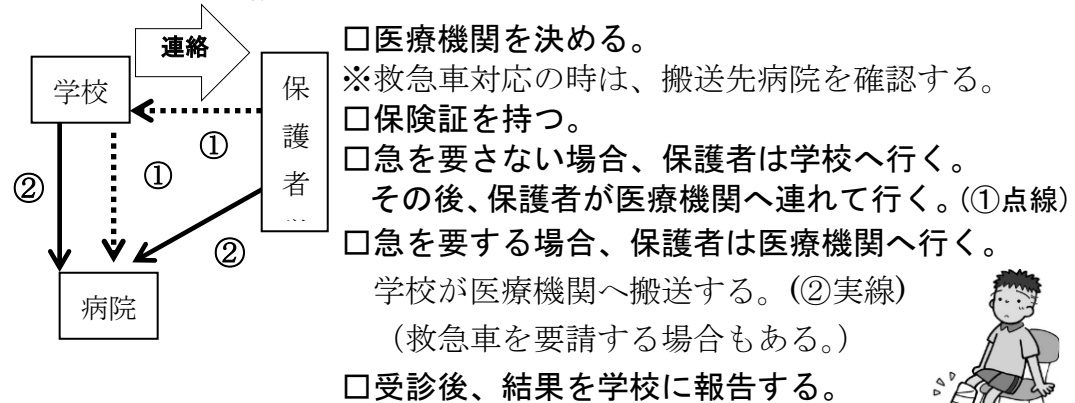
- 午前中は原則として学校にとどめる。
- 16:00を過ぎても下校できない場合は、一斉メールまたは、電話で迎えを依頼する。
- ※その他の警報(大雨・洪水等)でも、地域の状況により登校が危険と判断される場合は、保護者の判断により自宅待機。

○「大雨(洪水)警報」発令時は、河川・用水路等の水量が増し、大変危険です。それらに近付かないよう御指導ください。

○その他、気象状況により学校が危険と判断した場合は、休校や自宅待機、学校留め置きとなる場合があります。対応については、メール配信等でお知らせします。(土砂災害警戒情報や氾濫危険情報が出された場合、避難を最優先する地区があります。学校が避難所となっている場合は、安全を確保した上で登校してください。)

3 学校でケガをした時・病気になった時

- 学校から保護者に連絡が入る。(ケガ・病気の具合を確認する。)



4 校外学習中にケガをした時・病気になった時

- 学校(担任)から連絡が入る。
(ケガや病気の具合、状況を確認する。今後の対応について確認する。)
- ※基本的には、**3**の場合と同様
- ※現地が遠距離で、迎えに駆けつけることが難しい場合は、学校と連絡をとり、対応してください。

富士宮警察署 23-0110
白糸駐在所 54-1557

富士宮市立白糸小学校
電話 54-0044 FAX 54-2151

2 地震の時



令和元年5月より、南海トラフ沿いで観測される異常な現象を評価して発表される「南海トラフ地震臨時情報」の運用が開始されました。南海トラフ地震臨時情報は、想定震源域内で大規模地震や地殻変動など異常な現象が観測され、南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べ相対的に高まったと評価された場合に、気象庁から発表される情報です。

	南海トラフ地震臨時情報				地震発生
状況	○「調査中」発表時	○「巨大地震警戒」発表時	○「巨大地震注意」発表時	○「調査終了」発表時	震度5強以上
対応	□原則として平常の活動を継続 ・在校時は引き渡し準備	■原則として休校 ・在校時は引き渡し開始 ・下校できない児童は留め置き ・在宅中は休校保護者の管理下での行動	□原則として平常の活動を継続	□原則として平常の活動に戻る	■原則として休校 ・在校時は引き渡し開始(安全確認後) ・下校できない児童は留め置き ・在宅中は休校保護者の管理下での行動
留意点	《登下校》○地震発生時は、揺れがおさまるまで安全な場所で身を守る。家(学校)に急いで避難する。 ○登下校時の安全確保のため、ブロック塀等危険な場所を子供と確認しておいてください。				
	★対応については、県からの情報により変わることがあります。その場合、学校からメール配信等で連絡します。 ○引き渡しについては、徒歩で引き取りに来てください。来られないときは代理人をお願いしてください。				

5 不審者が出没した時 防犯ブザーの携帯を！

学校へ侵入	登下校時に出没	不審者情報
＊安全確保 ※下校が危険な時や児童に動揺がある時は連絡し、引き渡しを行います。	□ 大声で助けを求め、近くの家に避難、警察 23-0110へ連絡を依頼する。(時間、場所、状況) □ 学校へ連絡する。 ※動揺がおさまってから登校させてください。	＊一斉メールまたは、電話で連絡、安全確保の依頼 ※危険がある場合は、集団下校、引き渡し等の対応を判断し連絡します。



8 感染性疾患の疑いがある時

学校での発症	家庭での発症
① 学校から連絡がある。 ② 学校へ迎えに行く。 ③ 医療機関で受診する。	① 発症の疑いがある場合は登校させず、医療機関で受診する。
□ 診断結果を学校へ報告する。 ＊「出席停止通知書」「出席停止解除にかかる証明書」を学校から受け取る。 ＊医師から出席停止解除の指示を受けたら、証明書を持って登校する。 ※インフルエンザの診断を受けた場合(市内の医療機関の場合のみ) ＊医療機関で「インフルエンザ罹患証明書」をもらう。 ＊医療機関受診後、学校に受診結果を電話等で連絡する。 ＊自宅で発症日からの「体温記録表」を作成する。 ＊発症後5日、かつ、解熱後2日経過後、罹患証明書に必要事項を記入し、登校時に提出する。 ※児童が新型コロナウイルス感染症の診断を受けた場合(検査キットで陽性判定だった場合を含む) ＊学校に連絡し、「出席停止解除にかかる証明書」を学校から受け取る。またはホームページからダウンロードする。発症日からの体温表を作成し、発症後5日かつ症状軽快後1日経ったら、証明書を持参して登校する。	

6 交通事故の発生した時

- 保護者は現場に急行する。
- ＊状況に応じて救急車要請・応急処置
- ＊警察(学校)へ連絡
- ＊けが人に同行
- ※学校職員による現場確認に協力してください。
(時刻、場所、状況などを学校へ連絡する)



7 危険動物の出没・校区での事件発生など

- ＊登下校時に危険があると思われる時は、学校より一斉メールまたは電話連絡する。指示に従って行動する。

9 富士山噴火警報が発令された場合

- 情報収集に努め、指示に従って避難する。
- 噴火レベルが3に引き上げられたら、児童の引き渡しを行い、休校措置をとる。

10 ミサイル発射に伴うJアラートが発令された場合

- 速やかな避難行動
- 正確かつ迅速な情報収集
- メッセージが流れたら落ち着いて、直ちに行動してください。
屋外にいる場合：できる限り頑丈な建物や地下に避難する。
建物がない場合：物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
屋内にいる場合：窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

11 災害等による長時間の停電が発生している場合

- 原則として休校
- ＊登校中の場合は、状況により下校、または引き渡しを行う。